

はじめに



平成八年の「らい予防法」廃止以後、平成十三年の熊本地方裁判所におけるハンセン病国家賠償請求訴訟の原告勝訴判決などを経て、平成二十年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定され、ハンセン病問題の解決は、私たちが人権意識を高め、協力して取り組むべき国民的課題となっています。

岡山県としても、ハンセン病問題における責任の重さを痛感し、「岡山県のハンセン病対策を振り返り正しい理解を進める委員会」からいただいた提言を基に、偏見や差別の解消へ向けての啓発活動や社会復帰支援、資料の保存活用に鋭意取り組んでいるところです。中でも、ハンセン病問題の実態や経過を示す各種資料は、正しい理解を進める上で基本となる重要なものです。

県では、「岡山県ハンセン病問題関連史料調査委員会」を設置して関連資料の調査を行い、収集された資料を基に平成十九年に『長島は語る 岡山県ハンセン病関係資料集・前編』を刊行しました。そしてこのたび、県内外から高い評価をいただいた前編に引き続き、後編を刊行する運びとなりました。これまでに明らかになったハンセン病問題に関する資料の中から、戦後の資料を中心に収録しています。

『長島は語る 岡山県ハンセン病関係資料集』前・後編がより広く活用され、ハンセン病問題に対する正しい理解と、偏見・差別の一日も早い解消に寄与することを心から願っています。

本資料集の編さん・刊行に当たり、資料の提供など多岐にわたるご協力、ご支援をいただきました

各位に対し、深く感謝申し上げますとともに、今後とも「人権が尊重される岡山県づくり」に取り組んでいく所存ですので、県民皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

平成二十一年三月

岡山県知事

石井 心 弘

凡例

一、本巻は『長島は語る 岡山県ハンセン病関係資料集・後編』として、ほぼ昭和二十年以後のハンセン病に関わる資料を収録した。なお、教育・文化・宗教及び一部の資料については昭和二十年以前の資料も収録した。

二、収録した資料には、資料内容を示す標題をつけ、また巻頭に編集の方針と経過、各章毎に解説を掲載した。

三、資料の収録に当たっては、つとめて原本の形に沿うようにしたが、読解の便宜を図って、次の原則で取り扱った。

- 1 原本横書きの場合は縦書きに改め、その旨を注記した。
- 2 字体は原則として常用漢字を使用し、その他は現行活字体を使用した。
- 3 異体字・俗字・略字・合字などは、原則として常用漢字・現行活字体に改めた。
- 4 変体仮名は仮名に改めたが、助詞等に用いられている次のは小活字で示した。
者(は) 江(え) 茂(も) 与(と) 而(て) 而已(のみ)
- 5 くりかえし符号は、「々」(漢字)、「ゝ」(ひらがな)、「ゝ」(カタカナ)、また「く」を使用した。
- 6 資料には、適宜読点(・)と並列点(・)を付した。原文に句読点が付されている場合は、それを尊重しつつ整えた。
- 7 新聞資料等にあるルビなどは原則これを省略し、見出しについては適宜本文中にとりこんだ。
- 8 誤字・当て字は訂正、あるいは「」に正しい字を傍示した。脱字は「┘欠」、「┘欠カ」、不明な字は「ママ」「┘カ」と傍示した。また、編集上の注書きはすべて「」で示した。
- 9 虫損・破損及び不明のものについては、字数の分かる場合は□□□で、分からない場合には□ □で示し、文字が推定できる場合は傍示した。
- 10 抹消部分は、本文に――を付した。原本に修正のある場合は右側に傍示した。
- 11 資料中の数値は、原本のままを示した。原本が横書きの数は、原則として漢数字に置き換えた。

- 12 頭注・脚注・朱書の場合は、内容は「」に入れ、右肩に〔頭注〕〔脚注〕〔朱書〕と注記した。
- 13 人名などの連記は、便宜的に二段に記した場合もある。原文での順序は次のとおりである

(例) 1 2

3 4

5 6

- 14 原本の押印は㊦で、公印は㊧で表現した。決裁印は内容のみを示した。また、受付印・割印などは省略した。
- 15 関連資料をまとめた場合には、資料間に……を入れて区別した。
- 16 一部を抄録したものは〔抄〕、または〔前略〕〔中略〕〔後略〕で示した。
- 17 資料中の記載を配慮すべき地名は□とし、人名は主にイニシャルで、またはその一部を□で示した。
- 18 資料中の表現や記述には、ハンセン病問題の現状からすると適切でない場合も認められるが、事実をありのままに認識する必要から、あえて資料どおりとした。

四、本巻の編集・解説の担当は、次のとおりである。(○印は編集委員)

編集の方針と経過・○南智、第一章第一節・第二節・○山下洋、第三節・木下浩、第二章第一節・木下浩、第二節・○在間宣久、第三節・木下浩、第三章・松岡弘之、第四章第一節・在間宣久、第二節・村上岳、第五章・西尾睦己、第六章第一節・在間宣久、第二節・南智、第七章第一節・山下洋、第二節・南智

編集の方針と経過

1. 編集の方針

本資料集は、二〇〇七年（平成一九）二月二十八日に発刊された『長島は語る 岡山県ハンセン病関係資料集・前編』（以下『前編』という）に続く後編である。

ハンセン病問題は、入所者の証言、文書資料、著書、論文等の多面的な資料の検証作業によって深化すると考える。ハンセン病問題に関する多くの資料の中から何を選択するかは重要な課題となるが、そのため次のような編集の方針を定めた。

第一に、未公開の文書資料（一次資料）を中心に、『前編』『後編』の二部を刊行することである。これは、二〇〇五年（平成一七）三月の国の「ハンセン病問題に関する検証会議」の活動の内容に文書資料があまり含まれていないので、国の検証会議の最終報告書を踏まえつつも、重複を避けて文書資料を刊行することに意義があるとの認識からである。また、わが国最初の国立ハンセン病療養所が本県に開所し、光田健輔園長と長島愛生園が、国の隔離政策の推進に大きな影響を与えたことから、岡山県が一次資料を中心とした資料集を発行する意義は大きいと考えた。ハンセン病問題を正しく理解するということは、人権侵害の事実を知ることから始まる。入所者の記憶に基づく証言と記録された一次資料を基に、ハンセン病問題の正しい理解を願いつつ資料を厳選し収録する。

第二に、人権尊重の立場に立ち、偏見・差別解消に向けた取り組みの一環と位置づけて資料の所在を探り、収集・検討して編集作業を進めた。隔離政策によりハンセン病患者・回復者本人はもとより、その家族に様々な偏見や差別が加えられ、人権が侵害されてきた。その責任は、基本的には国にあり、そのうえに立つて国の施策が進められるべきである。しかし、国の責任からくる施策のみでハンセン病問題が解決するのではない。「無らい県運動」を推進した県はもとより、ハンセン病患者をいぶり出し、家族と地域の絆を断たせ、隔離に手を貸し、その家族までも偏見や差別によって苦しめてきた「世間」、つまり社会全体の在り方も問われているからである。国の責任は勿論のこと、社会全体、個人の責任も問いながら、ハンセン病問題を風

化させずに、二度とこのようなことが繰り返されないようにしなければならぬ。このため、入所者の苦難の歴史を真摯に受け止め、入所者と入所者に寄り添ってきた個人や団体の歩みも含めた資料集を目指した。この資料集が研究と教育・啓発に活かされることを願って編集を進めた。

第三に、基本的態度として、地名・人名を除いて、極力一次資料を忠実に再現することにとめた。これは、資料が生み出された時代の歴史性を体現しており、そのありのままの姿を通してのみ歴史の真実に迫ることが出来るからである。しかし、紙数の関係もあり、本資料集では愛生園・光明園に保存されている資料を中心に収録することとした。このため、瀬戸内三園として愛生園・光明園と特に関連があり、岡山県出身の入所者も多い大島青松園をはじめとして全国の療養所に関する資料や、全国ハンセン病療養所入所者協議会関係等の資料は割愛せざるを得なかった。

第四に、ハンセン病についての正しい理解が得られる資料である。ハンセン病は「らい菌」という病原性の弱い細菌による感染症であり、感染しても発病することはまれで、現在では早期発見と適切な治療で障害を残すことなく治癒する。現在療養所で生活している入所者は、ハンセン病は治癒しているが、その多くが後遺症としての障害をもちながら、偏見や差別の中で生活しており、今後解決すべき課題も多い。こうしたことを踏まえて、本資料集は、現在のハンセン病問題が持っている課題、岡山県のハンセン病問題についての施策、ハンセン病問題基本法制定へ向けての国会請願までを収録した。なお、資料中に出てくる病名は原文のままとし、解説等はハンセン病に統一した。

第五に、本資料集では『前編』と同様に、章ごとに簡潔な解説をつけた。調査開始の時点では、資料集と通史の二冊を刊行する予定であったが、一次資料が豊富に保存されていたことから資料集のみ二冊に変更したということもあり、通史に対応する処置と考えた。

2. 編集の経過

二〇〇二年（平成一四）六月、「岡山県ハンセン病問題関連史料調査委員会」が発足し、この事業を遂行するために同年九月

に「ハンセン病問題関連史料調査専門員」の委嘱により調査体制が確立して、資料収集が始められた。以来、七年を要し、このたび二〇〇七年の『前編』に引き続いて『後編』として上梓する運びとなった。

『前編』では、ほぼ一九四五年（昭和二〇）までの昭和戦前期の収容の過程、断種、懲戒処分など、人権が奪われていく隔離の実態を明らかにする資料を収録することができた。『前編』は五章からなり、内容は次のようであった。

第一章 長島を療養所に

第一節 長島愛生園 第二節 邑久光明園

第二章 隔離政策の展開

第一節 岡山県の無らい県運動 第二節 幾山河を越えて

第三章 療養所内の整備

第一節 施設の整備 第二節 十坪住宅の建設

第四章 長島事件と自治

第一節 長島事件 第二節 入所者による自治

第五章 入所者としての生活

第一節 医療 第二節 療養所内での生活

『後編』は、『前編』の編集方針を引き継ぎ、主として第二次大戦後から現在までの文書資料を収録することとした。しかし、『前編』では紙数の関係から取り上げられなかった教育・文化・スポーツ・宗教等については、戦前・戦後を一括して収録することとした。『前編』では医療の中に位置づけていた断種に関する資料は、隔離と表裏一体をなすものであるとの考えから、『後編』では「続く隔離政策」に位置づけた。また、『前編』刊行後に新たに収集した戦前期の資料についても、重要なものは収録することとして編集を進めた。

こうした編集の結果、『後編』は次の構成となった。

第一章は「続く隔離政策」とした。戦後も国の隔離政策の基調が改められることがなかったことを受けて、戦前と同様に無らい県運動が継続された。強制収容の実態、帰省や外出を巡る園の規制、家族・世間の偏見・差別の事例などを通して、ハンセン病問題の根深く複雑な有様を明らかにした。また、隔離の一環として優生政策が進められ、断種が結婚の前提として実施されたことも浮かび上がった。

第二章は「暮らしと入所者作業」とした。ハンセン病はプロミン治療によって治癒する病気となった。また、選挙権の行使、旅行など、戦前とは違った暮らしの様相が見られるようになった。入所者作業、園への作業の返還過程、国民年金の適用により生じた格差とその解消過程などの問題を明らかにした。

第三章は「らい予防法の呪縛」とした。らい予防法の制定、改正、廃止に関連する動向についての資料を取り上げた。らい予防法が制定されるまでの両園の自治会の再結成から始まる詳細な過程が明らかとなった。一方で、入所者の反対運動とは別に国会や行政が法の再検討を開始し、三園長証言が大きな影響を与えた。とくに、光田健輔は徹底的な隔離や断種の正当化、逃走罪の新設などを求め、入所者に大きな衝撃を与えた。一九五三年の予防法施行後についても制度整備や行政・職員・入所者それぞれの立場からの法見直しを巡る動向や、時代による隔離政策の変遷などが明らかとなった。

第四章は「人間回復への歩み」とした。交流や里帰り等と邑久長島大橋の開通を取り上げた。隔離が継続される中で入所者への支援や地域・学校などとの交流が行われてきた。しかし、社会全体としては、ハンセン病問題についての正しい理解は未だ今後の大きな課題として残されている。瀬溝で隔てられた長島に橋が架かることは、まさに人間回復への願いの具現化であった。一九八八年の大橋の開通は、離島隔離から入所者を解放する意義をもつものであった。

第五章は「長島の教育」とした。愛生園の開園から一九八七年の岡山県立邑久高等学校新良田教室の閉校までの両園の教育を一括して取り上げた。戦前の愛生学園・光明学園の児童は、隔離のもとで入所者の指導を受けるといふ特別な教育環境におかれていた。また、いわゆる「未感染児童」と呼ばれた児童は、同じ長島にありながら親と分離収容され、愛生保育所・黎明学園で教育を受けていた。戦後は裳掛小・中学校の分校として次第に通常の教育環境が整っていったが、一九六七年（昭和

四二)の裳掛中学校第三分校の閉校で義務教育の対象となる学齢期の児童生徒はいなくなった。全国でハンセン病患者を対象とした唯一の高校であった岡山県立邑久高等学校新良田教室も、一九八七年(昭和六二)に対象生徒がいなくなり閉校となった。新良田教室は入所者の強い要望の中で開校し、高等学校教育が展開されてきた。

第六章は「宗教・文化」とした。隔絶された療養所の中での入所者の心のよりどころとなった宗教や、生きがいとなった文芸活動やスポーツを取り上げた。入所者の信奉する宗教は多様であった。長島でその命を終えた人たちの遺骨のうち、多数が故郷に帰ることなく納骨堂に葬られていることは、ハンセン病に対する偏見と無理解を如実に表している。入所者はその厳しい極限状態の下で病苦や障害を乗り越えて文学・演劇・音楽などの文芸活動や、患者作業で造成したグラウンドでスポーツ活動をするなど、特色ある文化を創造してきた。

第七章は「予防法の廃止と国賠訴訟」とした。一九九四年の大谷見解公表後の予防法の廃止への動きから、二〇〇一年の熊本地裁が原告勝訴の判決を下して以降の国と岡山県の動向を示す資料を取り上げた。「らい予防法という網の中で」「死んで骨になっても故郷へ戻れない」と詠まれた入所者の詩で始まる瀬戸内訴訟の「訴状」、熊本地裁判決後の課題、岡山県のハンセン病対策、ハンセン病問題の真の解決を図るための「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」制定を目指す国会請願運動の資料などを収録した。

ハンセン病問題の全体像を明らかにするためには、療養所の資料は不可欠であるとの視点から、愛生園・光明園並びに両園自治会に関する資料の収集と検討は重要な意義を持つと考え、この資料の収集から着手した。

資料の所在は各方面にわたり膨大な資料の中から厳選し、度重なる検討の結果、資料集に収録する資料を決定した。その結果、前編では四八九点、後編では四五一点を収録した。

収録すべき資料の選定は、おおまかな問題群(ほぼ章節に相当)を設定した上で、問題群の担当者が収録すべき候補を挙げ一覽表にし、調査専門員全体で協議のうえ整理を進めた。この過程を通じて収録すべき資料が選定され、章、節、項が決まってきた。

選定作業が完了した時点で、「岡山県ハンセン病問題関連史料調査委員会」委員と両園関係者の意見を踏まえて調整を行った。とくに、人権問題であるハンセン病問題に鑑みて、個人情報保護の観点からの調整が行われた。

地名、人名を伏せているのは、被差別の状況におかれた入所者及びその関係者の人権を擁護するために敢えてそうしたのである。この資料集は、偏見・差別を解消していくことを願って刊行するのであって、人権尊重の立場から活用されることを強く要請する。そして、人権意識が高揚され、偏見・差別が解消され、再びハンセン病問題のような問題が起きないことを願っている。

収集・編集に当たっては、愛生園、愛生園入所者自治会、光明園、光明園入所者自治会をはじめとして各関係機関、岡山県民の皆様の温かいご支援とご協力をいただいた。

今後、各関係機関においては、資料を保存し、後世に伝えることが重要な課題であることを認識され、資料の保存と活用についての対策を講ぜられることを切望するものである。

なお、『呂久町史』史料編(下)・通史編が刊行されている。呂久町史編纂委員会とは密接な連携の下に編集を進めたものであり、関連する資料が収録されているので是非参考にされたい。

本資料集は一次資料を優先して掲載しているため、『愛生』、『楓』及び両園・両自治会の記念誌等のハンセン病問題に関する既刊の著作物等はごく一部を除いては収録していない。また、全国ハンセン病療養所入所者協議会の機関紙等の活動資料も割愛せざるを得なかった。それらの諸資料もぜひ本資料集と併せて活用されたい。とくに、入所者の証言・著書は多数出版されており、それぞれ貴重な検証資料であることを明記しておきたい。

目次

口絵	
はじめに	
凡例	
編集の方針と経過	
第一章 続く隔離政策	
解説	3
第一節 収容の実態	9
第二節 隔離をめぐる諸問題	56
第三節 優生政策と断種	91
第二章 暮らしと入所者作業	
解説	103
第一節 医療	111
第二節 入所者の暮らし	157
第三節 入所者作業	186

第三章 らい予防法の呪縛

解説

第一節 らい予防法の制定

第二節 らい予防法下の葛藤

第四章 人間回復への歩み

解説

第一節 交流の歩み

第二節 邑久長島大橋の開通

第五章 長島の教育

解説

第一節 戦前・戦中の教育

第二節 戦後の義務教育

第三節 岡山県立邑久高等学校新良田教室

第六章 宗教・文化

解説

第一節 宗教

677 671

609 570 540 533

471 425 419

367 257 251

	第二節 文化・スポーツ	690
	第七章 予防法の廃止と国賠訴訟	
	解説	721
	第一節 「らい予防法」の廃止	727
	第二節 国賠訴訟の判決と課題	743
	付録	795
	あとがき	
	主な参考文献一覧	
	関係者一覧	

	三四	和歌山県より收容	昭和55年	……	55
		第二節 隔離をめぐる諸問題			
		1 帰省・外出・転園			
	三五	帰省者へ帰園督促	昭和22年	……	56
	三六	園船にて逃走	昭和22年	……	57
	三七	逃走幫助につき懲戒処分	昭和24年	……	58
	三八	和歌山県へ帰省	昭和22年	……	58
	三九	富山県へ帰省	昭和24年	……	61
	四〇	三重県へ一時帰省につき照会	昭和24年	……	62
	四一	家族よりの帰省差し止め依頼	昭和27年	……	63
	四二	警察より帰省取締要請	昭和29年	……	64
	四三	帰省者に帰園勧奨	昭和31年	……	65
	四四	帰省者より帰園猶予願	昭和33年	……	71
	四五	愛生園より楽泉園への転園	昭和22年	……	71
	四六	愛生園より光明園への転園希望	昭和27年	……	72
	四七	愛生園より光明園への転園	昭和28年	……	73
	四八	転園につき職員より暴行事件	昭和31年	……	74
	四九	在日患者の外国人登録違反	昭和30年	……	75
	五〇	各園代表者会合への外出取締	昭和34年	……	77
		第三節 優生政策と断種			
		1 優生政策			
	六一	結婚指導に関する件	昭和17年	……	91
	六二	らい患者の優生手術	昭和24年	……	92
	六三	「優生保護法」のらい規定の削除	昭和38年	……	92
		2 断種			
	六四	昭和二十三年度のワゼクトミー	昭和24年	……	93
		1 牛窓警察署より外出禁止方要請	昭和38年	……	77
		2 家族との関係			
	五二	バス乗車拒否につき申入書	昭和38年	……	77
		3 ブラジルより入所者の自殺	昭和16・20・21年	……	80
	五四	患者家族との結婚につき問合せ	昭和21年	……	83
	五五	家族検診にて本人発見報告	昭和22年	……	84
	五六	入所者との文通希望	昭和23年	……	85
	五七	分籍・転籍届	昭和23・36年	……	87
	五八	石川県における家族検診	昭和30年	……	88
	五九	家族検診などにつき要望	昭和30年	……	88
	六〇	入所者子息の縁談世話依頼	昭和51年	……	90

六五	ワゼクトミーとその経過	昭和24年	……	94
六六	優生手術実施報告書	昭和25年	……	95
六七	医官日誌のワゼクトミーの記録	昭和26年	……	95
六八	婚姻届にみる優生手術	昭和27年	……	96
六九	園内での結婚	昭和29年	……	96
七〇	愛生園における精神医学的調査報告	昭和33年	……	96
七一	断種へのおもい	昭和36年	……	97
七二	昭和三十三年度の優生手術件数	昭和34年	……	98
七三	婚姻届の優生手術の願い	昭和38・40年	……	99
第二章 暮らしと入所者作業				
解説	……	……	……	103
第一節 医療				
七四	1 プロミンの登場と治療	昭和22・23年	……	111
七五	最初のプロミン治療	昭和24年	……	111
七六	愛生園のプロミン療法の現状	昭和24年	……	111
七六	プロミン予算計上の請願書	昭和24年	……	114
七七	プロトミン治療の経過	昭和24年	……	116
七八	プロミン研究注射実施計画	昭和23年	……	118
七九	プロミン研究注射の園内放送	昭和24年	……	119
八〇	プロミン獲得の参考	昭和24年	……	120
八一	プロトミン注射実施方法の変更	昭和24年	……	120
八二	プロトミン入手量調	昭和24年	……	121
八三	プロトミン使用計画の参考	昭和24年	……	122
八四	プロミン治療の進展	昭和26年	……	122
八五	プロミン治療の経過報告	昭和16～30年	……	123
八六	軽快の診断書	昭和27年	……	125
八七	退院証明書	昭和29年	……	125
八八	看護係とプロミン	昭和32年	……	126
八九	プロミン治療の効力	昭和35年	……	127
九〇	新収容患者の感染例	昭和30年	……	130
九一	検診指定医の派遣依頼	昭和30年	……	131
九二	整形手術等の基準	昭和32年頃方	……	132
九三	らい菌陰性の診断書	昭和35年	……	132
九四	医療アンケート集計〔抄〕	昭和39年	……	133
九五	精神障害者対策〔抄〕	昭和40年	……	135
九六	整形手術と入退園の記録	昭和46年	……	136
九七	流感と入所者の意見〔抄〕	昭和51年	……	137
九八	入所者事故死の状況報告	昭和52年	……	138

	九九	医療改善対策委員会検討課題報告	昭和52年	……	139		
	一〇〇	解剖の実態と問題点〔抄〕	昭和40年	……	143	一一五	長島に簡易郵便局
	一〇一	遺族の諾否確認不能証明書	昭和44年	……	144	一一六	長島の選挙
	一〇二	遺族の解剖承諾書	昭和44年	……	144	一一七	村長選挙投票録
		2 軽快退所と再入所				一一八	投票箱消毒とりやめ
	一〇三	軽快退所の願い出	昭和28・29年	……	145	一一九	漁業権許可幹旋請願書
	一〇四	軽快退所取扱要領・医学的基準	昭和33年	……	146	一二〇	漁業権許可申請
	一〇五	軽快退所許可	昭和33年	……	148	一二一	釣船に関する覚書
	一〇六	世帯更生資金の貸付	昭和33年	……	148	一二二	ララ物資感謝の言葉
	一〇七	軽快退所処理伺	昭和35年	……	150	一二三	盲人会からの要望
	一〇八	軽快退所観察申出通報	昭和36・37年	……	152	一二四	バスレクの実施
	一〇九	社会復帰者数と職業	昭和41～45年	……	153	一二五	入所者の海外旅行
	一一〇	昭和五十四年度担当官会議議事録	昭和54年	……	154	一二六	夫婦舎入舎規定
	一一一	再入所者の実態	昭和32年	……	155	一二七	私設風呂場管理細則
	一一二	在所経歴	昭和26～35年	……	156		2 療養所内の組織と規約
		第二節 入所者の暮らし				一二八	愛生園入園者互助規定
		1 暮らしの諸相				一二九	光明園慰安会寄附行為
一一三	愛生園上水道の変遷〔抄〕	昭和26～42年	……	157			第三節 入所者作業
一一四	光明園岡山連絡事務所・図書館設置主旨					1	愛生園での作業と切替

一三〇	最初の作業返還	昭和29年	186	一四八	作業従事者数	昭和46年	212
一三一	所内作業制度の改正	昭和35年	187	一四九	委託業務返還に関する覚書	昭和45年	213
一三二	作業賃の増額と職員増員	昭和38年	188	一五〇	光明園作業規定	昭和46年	215
一三三	看護職員切替実施の要求〔抄〕	昭和39年	189	一五一	作業規定細則	昭和46年	217
一三四	患者作業管理運営委員会規程案	昭和39年	195	一五二	作業制度の改正	昭和46年	228
一三五	作業返還に関する覚書	昭和40年	196	一五三	自治会要請書と協議	昭和54年	229
一三六	患者作業についての問題点と改善策	昭和40年頃	198	一五四	患者作業返還	平成2年	230
一三七	管理作業実態調査表	昭和43年	201	3	作業と年金		
一三八	付添・配食係業務管理の返還	昭和46年	203	一五五	国民年金法の施行	昭和34年	232
一三九	作業管理返還に関する覚書	昭和46年	203	一五六	入所者の国民年金	昭和34年	233
一四〇	作業返還に関する確約事項	昭和49年	205	一五七	在日入所者が厚生省へ陳情	昭和35年	235
一四一	返還の現況と今後の予定	昭和49年	205	一五八	国民年金の拡大の要請〔抄〕	昭和41年	236
一四二	作業返還に関する答申書	昭和50年	207	一五九	年金診断の要望書	昭和41年	236
一四三	作業就業健康診断書	昭和50年	208	一六〇	年金特別措置の要望書	昭和42年	239
一四四	患者作業返還通告と作業職種	昭和51年	208	一六一	国民年金法改正の請願	昭和43年	240
一四五	患者作業規定の改正	昭和57年	209	一六二	特別措置の新規予算の請願書	昭和43年	242
一四六	昭和五十八年の患者作業種目	昭和58年	211	一六三	後発障害の認定	昭和45年	243
一四七	光明会の作業規定	昭和30年	211	一六四	労務外出者取扱い要項	昭和45年	245
	2 光明園での作業と切替			一六五	在日入所者の年金問題	昭和36年	246
				一六六	年金受給者調査〔抄〕	昭和58年	247

一九八	邑久支部の動向報告	昭和28年	……	360
一九九	入所者一同の声明書	昭和28年	……	364
第二節 らい予防法下の葛藤				
1 制度の整備				
二〇〇	留置場設置問題に関する全患協特別支部報	昭和30年	……	367
二〇一	留置場設置反対援助の要請	昭和30年	……	372
2 厚生省・施設側の構想				
二〇二	光明園・愛生園統合反対の書簡	昭和32年	……	374
二〇三	厚生省結核予防課長の講演	昭和38年	……	375
二〇四	らい研究協議会の構想	昭和39年	……	378
二〇五	所長連盟の医療改善要求	昭和52年	……	381
二〇六	全日本国立医療労働組合の将来構想	平成2年	……	384
3 入所者の苦悩				
二〇七	光田前園長の銅像建設をめぐる審議録	昭和32年	……	386
二〇八	療養生活研究会長島支部の意見	昭和40年	……	399
二〇九	邑久支部将来構想研究委員会の報告書			
二二〇	予防法問題長島支部検討委員会の答申	昭和55年	……	405
二二一	第三十八回支部長会議での長島支部意見	昭和61年	……	413
二二二	皇室と救癪事業	昭和9年	……	425
二二三	花卉・蔬菜種子の下賜	昭和18年	……	427
二二四	高松宮来園〔抄〕	昭和23年	……	428
二二五	橋本厚相の訪問	昭和27年	……	428
二二六	岡山県の慰問	昭和50年	……	429
二二七	岡山県知事長島を訪問	平成10年	……	430
二二八	愛生園見学記	昭和9年	……	431
二二九	関学のワークキャンプ〔抄〕	昭和56年	……	433
二三〇	長島へ修学旅行	平成9年	……	438
二三一	山陽学園との交流〔抄〕	平成17・18年	……	439
第四章 人間回復への歩み				
解説				
……				
第一節 交流の歩み				
1 訪問と交流				

二二二	岐阜から慰問の野球	昭和23年	……	442	二四〇	貞明皇后記念救らい事業募金	昭和26年	……	462
二二三	愛生園を慰問して	昭和26年	……	442	二四一	寄せられる献金・救らい募金	昭和28年	……	462
二二四	慰問に対する謝辞	昭和26年	……	443	二四二	療養作品展示会	昭和51年	……	464
二二五	慰問不均衡是正の陳情	昭和27年	……	444	二四三	ハンセン病を正しく理解するフォーラム	平成11年	……	465
二二六	邑久町囲碁クラブの訪問	昭和42年	……	446	二四四	ハンセン病問題対策協議会の設置	平成14年	……	466
二二七	韓国独立記念式へ出席	昭和50年	……	447	二四五	山陽学園の出前授業	平成18年	……	467
二二八	架け橋美術展の開催	平成2年	……	448	二四六	ハンセン病フォーラムイン津山	平成18年	……	468
二二九	架け橋チャリティーバザー	平成2年	……	450	二四七	フォーラム参加者の感想文〔抄〕	平成18年	……	468
二三〇	交流学习会の実施	平成5年	……	451	第二節 邑久長島大橋の開通				
二三一	予防法廃止一〇周年アンケート	平成18年	……	452	1 架橋への希望				
					(1) 架橋を訴える				
二三二	鳥取県へ初の里帰り	昭和39年	……	453	二四八	瀬溝渡船時刻改正	昭和18年	……	471
二三三	里帰り実施調べ	昭和60年	……	455	二四九	森丸の新航路	昭和31年	……	472
二三四	鹿児島県への里帰り	昭和54年	……	457	二五〇	邑久支部（光明園自治会）の活動報告〔抄〕	昭和44年	……	473
二三五	京都府への里帰り	昭和63年	……	459	二五一	光明園の改善要望書	昭和44年	……	473
二三六	兵庫県への里帰り	昭和63年	……	460	二五二	嘉数邑久町長の祝辞	昭和44年	……	474
					二五三	野崎やよい「交流祭」	昭和45年	……	474
					3 支援と啓発活動				
二三七	療養所増設の広報	昭和25年	……	461					
二三八	増設工事落成の広報	昭和26年	……	461					
二三九	救らい事業募金運動	昭和26年	……	461					

二五四	架橋費特別配賦についての申請	昭和45年	……	476	二七一	架橋の予備調査費認定	昭和56年	……	496
二五五	岡山県議会の意見書決議	昭和46年	……	480	二七二	全患協支部長会議の特別報告	昭和57年	……	518
二五六	長島架橋計画報告書	昭和47年	……	481	二七三	架橋問題部落説明会	昭和58年	……	517
二五七	愛生園自治会によるアンケート	昭和49年頃力	……	483	二七四	長島架橋ルート決定	昭和58年	……	517
二五八	国会請願文書・処理意見	昭和52年	……	484	(1) 橋の完成とゲート問題				
二五九	全患協の架橋促進決議	昭和54年	……	485	二七五	長島架橋起工式	昭和60年	……	509
二六〇	架橋合同委員会記録	昭和54年	……	486	二七六	正式名称決定	昭和62年	……	509
二六一	架橋に関する問題点	昭和54年	……	488	二七七	工事について愛生園の提案	昭和62年	……	508
二六二	園田厚生大臣宛の架橋陳情書	昭和55年	……	489	二七八	検問ゲート反対意見投稿	昭和62年	……	507
二六三	園田厚生大臣の回答	昭和55年	……	490	二七九	愛生園自治会の決定	昭和62年	……	507
	(2) 架橋への道のり				二八〇	検問ゲートに対する抗議文	昭和63年	……	507
二六四	厚生省整備課長の報告	昭和55年	……	490	二八一	ゲート問題の全患協報告書	昭和63年	……	509
二六五	将来構想研究委員会によるアンケート	昭和56年	……	491	二八二	邑久長島大橋開通	昭和63年	……	514
二六六	邑久町による架橋実現の陳情	昭和56年	……	492	二八三	園内立入許可証の発行	昭和63年	……	516
二六七	長島架橋三者協議会への申入書	昭和56年	……	493	二八四	案内所出入管理の徹底について	昭和63年	……	517
二六八	「邑久町の真意」メモ	昭和56年	……	494	二八五	案内所に関する説明の要請	平成元年	……	517
二六九	架橋に関する地元関係者会議	昭和56年	……	494	(2) 架橋後の生活				
二七〇	橋本衆議院議員提起による合意書	昭和56年	……	496	二八六	両備バス島内乗り入れ問題	昭和63年	……	518
					二八七	船舶廃止に伴う自動車運行の要望	平成元年	……	519

三二九	裳掛村長賛成の意見	昭和18年	561	三三三	通学に関する法務省・文部省・厚生省の見解	昭和29年	575
三三〇	分教場設立につき説明書類	昭和18年	563	三三四	養護施設拡張費の募金趣意書	昭和29年	576
三三一	分教場化に関する打ち合わせ	昭和18年	564	三三五	白鳥寮拡張経費補助金交付申請	昭和29年	576
三三二	第二分教場設置に関する陳情	昭和18年	565	三三六	愛生保育所二十五略史	昭和6〜30年頃	578
三三三	第二分教場設置に関する意見書	昭和18年	566	三三七	社会復帰後の身元及び家族照会	昭和34年	582
三三四	分教場増設認可申請書	昭和18年	566	2	裳掛小中学校第二分校		
三三五	第二分教場設置に係る交渉顛末	昭和19年	568	三三八	裳掛中学校分教場設置に関する陳情		
三三六	愛生学園の現況	昭和19年	568	三三九	島の夕映	昭和22年	584
三三七	愛生学園認可祝賀式	昭和19年	569	三四〇	愛生学園の生徒会新聞〔抄〕	昭和27年	587
				三四一	裳掛中学校第二分校夏期休暇中の一時帰省	昭和33年	589
				第二節 戦後の義務教育			
				1 裳掛小中学校第一分校			
三三八	愛生保育所教養会の事業概要	昭和23年	570	三四二	中学校第二分校と第三分校の交流	昭和33年	590
三三九	長島のお友達を訪ねて	昭和23年	571	三四三	小中学校第二分校の大島青松園訪問	昭和34年	591
三三〇	保育児童の本校通学に関する覚書	昭和27年	572	三四四	前在籍中学校復帰手続	昭和35年	591
三三一	岡山県における保育児童の社会復帰	昭和28年	573	三四五	大阪補導所入所手続	昭和35年	592
三三二	社会復帰に対する岡山県児童課の発言	昭和28年力	574	三四六	三園分校統合についての要望	昭和36年	592
				三四七	小中学校分校統合の利点	昭和36年	593

第二節 文化・スポーツ

1 多様な文化活動

四〇四	文化団体活動状況調査	昭和31年	……	690
四〇五	『愛生』の発行	昭和6年	……	695
四〇六	心の糧を	昭和8年	……	696
四〇七	『露の芽』一年を回顧して	昭和9年	……	697
四〇八	明石海人賞の設立	昭和14年	……	699
四〇九	文化運動の反省	昭和26年	……	700
四一〇	永瀬清子と長島詩話会	平成7年	……	701
四一一	『楓』の創刊と復刊〔抄〕	昭和11年	……	702
四一二	読書生活の展望	昭和25年	……	703
四一三	開園一周年記念愛生座の演劇会	昭和6年	……	705
四一四	愛生座第十一回公演案内	昭和11年	……	705
四一五	青年団演奏会の願書とプログラム	昭和16年	……	705
四一六	愛生座公演願書と届出書	昭和17年	……	706
四一七	舞台中継放送につき詫書	昭和17年	……	707
四一八	光明劇団公演題目	昭和15～19年	……	707
四一九	愛生座の光明園公演	昭和22年	……	708
四二〇	愛生座の大島青松園公演	昭和22年	……	709
四二一	音楽バンドの結成	昭和7年	……	709

四二二 ハーモニカバンド「青い鳥楽団」

昭和38～50年

2 スポーツ

四二三	愛生青年団の沿革	昭和7～8年	……	713
四二四	大島対愛生の野球試合	昭和8年	……	716
四二五	愛生グラウンドの工事	昭和7～8年	……	716
四二六	秋季運動会	昭和7年	……	717
四二七	青年団主催秋季運動会の願書	昭和16年	……	718
四二八	秋季野球大会の願書	昭和16年	……	718

第七章 予防法の廃止と国賠訴訟

解説

第一節 「らい予防法」の廃止

721

1 廃止への動き

四二九	予防法廃止の決定は全員投票で	平成6年	……	727
四三〇	改正問題につき長島支部意見	平成6年	……	728
四三一	改正問題につき邑久支部意見	平成6年	……	729
四三二	邑久町議会の見直し意見書	平成7年	……	730
四三三	愛生園自治会の改正要請書	平成7年	……	731
四三四	光明園自治会の改正要請書	平成7年	……	733

四三五	県へ要請書を提出	平成7年	……	735
四三六	岡山県議会の見直し意見書	平成7年	……	735
四三七	法律案につき長島支部要望	平成8年	……	736
	2 廃止にあたって			
四三八	予防法廃止に寄せて	平成8年	……	737
四三九	予防法廃止墓前報告祭の祭文	平成8年	……	738
四四〇	短歌にみる予防法廃止	平成9年	……	740
四四一	予防法廃止記念の集いを終えて	平成9年	……	741
第二節 国賠訴訟の判決と課題				
	1 熊本地裁判決			
四四二	瀬戸内訴訟の「訴状」	平成11年	……	743
四四三	長島愛生園入所者ら追加提訴	平成10年	……	750
四四四	内閣総理大臣談話	平成13年	……	751
四四五	岡山県知事の謝罪	平成13年	……	752
四四六	岡山県議会の決議	平成13年	……	754
	2 判決後の課題			
四四七	ハンセン病国賠訴訟瀬戸内弁護団の要請	平成14年	……	754
四四八	正しい理解を進める委員会の意見書			

付録

四四九	胎児等合同告別式・慰霊祭	平成14年	……	767
	光明園長の慰霊のことは	平成18年	……	787
四五〇	岡山県のハンセン病問題対策事業実施状況	平成14年度	……	789
四五一	ハンセン病問題基本法の制定を求める国会請願	平成19年	……	791
	愛生園の入所者の動向		……	796
	光明園の入所者の動向		……	798